

八王子市道路アドプト制度実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、「八王子市公共施設アドプト制度に関する基本方針」に基づき、美化意識の向上と、地域コミュニティの活性化を図ることを目的とし、道路管理者と協働して市道の維持管理を行う「八王子市道路アドプト制度」について必要な事項を定める。

(参加団体)

第2条 道路アドプト制度への参加は、原則として5人以上の者で構成された団体とする。
ただし、市長が特に認めた場合は、それ以下の団体も参加できる。

(活動区域)

第3条 活動する区域は、市道の歩道等及び歩行者専用道路、自転車歩行者専用道路とし、原則として1路線の区域とする。
ただし、路線の長いものについては、協議により、交差点等で区分して活動区域とすることができる。

(活動期間)

第4条 活動する期間は、協議により決定するが、3年間を限度とし、それ以降は更新する。

(活動内容)

第5条 活動内容は、次の各号に掲げる項目とし、協議により決定する。

- (1) 高木の枝の剪定
- (2) 低木の刈り込み
- (3) 除草
- (4) 清掃
- (5) 交通安全施設等の点検
- (6) 除雪、塩化カルシウムの散布
- (7) その他道路附属施設の維持

(禁止行為)

第6条 参加団体は、公共の利益に反する行為、並びに営利、政治、宗教を目的とする活動を行ってはならない。
2 参加団体は、その活動において道路の機能に支障を及ぼす行為、並びに近隣住民に迷惑となる行為を行ってはならない。
また、道路の機能に支障となる工作物等を設置してはならない。

(申 込)

第7条 参加を希望する団体は、所定の「道路アドプト制度申込書」を市長に提出する。

(協 議)

第8条 市長は、前条の申込書の提出があった場合には、活動計画等について参加希望団体と協議する。

(合 意)

第9条 前条の協議が整ったときは、市長と参加希望団体は、「道路アドプト制度合意書」を取り交わす。
2 活動計画等の内容を変更する必要がある場合は、双方協議のうえ、変更の合意書を取り交わす。

- 3 市長は、参加団体が第1項の合意内容を履行しないとき、または逸脱したときは、合意内容に基づく活動を行なうよう指導する。

(解 消)

- 第10条 参加団体が活動を止めるときは、その1ヶ月前までに市長と協議し、「道路アドプト制度解消届書」を提出する。
 - 2 市長は、参加団体が第6条の禁止行為を行なったとき及び前条第3項の指導に従わないときは、「道路アドプト制度解消通知書」により合意を解消し、道路アドプト制度への参加を取り消すことができる。
 - 3 参加団体は、道路アドプト制度への参加を解消するときには、解消の日までに活動区域を原形に復旧し、市長の確認を受けなければならない。

(看板設置)

- 第11条 市長は、参加団体から団体名等を表示する看板の設置の申し出があり、道路の機能等に支障がない場合には、これを設置することができる。

(報 告)

- 第12条 参加団体は、各年度当初に前年度の活動状況について「道路アドプト制度活動報告書」を市長に提出する。

(支 援)

- 第13条 市長は、参加団体からの申し出があり、必要と認めた場合は、参加団体の活動に対し、次の各号に掲げる支援を行なうことができる。
 - (1) 清掃用具、剪定用具、除雪用具の貸与
 - (2) 塩化カルシウムの支給
 - (3) 傷害保険への加入
 - (4) その他市長が認めた事項

(表 彰)

- 第14条 市長は、参加団体の活動が特に優れていると認められるときは、この参加団体を表彰することができる。

(補 足)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。